

### ● 営業時間・営業日および休業日

営業時間は基本 午前9時00分～20時00分。

但し、市場の動向やテナントビルの条件等により、変動することがあります。

営業日・休業日に関しては、テナントビルの休館日以外は全て営業日。

路面店については定休日は水曜日、日曜日だが本社と協議の上、最終決定致します。

### ● テリトリー権の有無

加盟店を中心に半径1km以内には、その加盟店がフランチャイズ契約書及び諸規定を順守して運営されていると本部が認める限り、第三者によるJITANBODYの名称での店舗を開設しません。但し、市場規模の拡大等、本部が同地域に出店が可能と判断した場合には、この限りではありません。

### ● 競業禁止義務の有無

加盟者は、フランチャイズ契約存続中及び契約終了後2年間は、他の整体及びリラクゼーションの経営もしくはこれに類似する事業をしてはいけません。また、関与してはいけません。

### ● 守秘義務の有無

加盟者及び加盟者の従業員は、本部がフランチャイズ契約により開示したマニュアル・各種資料・店舗運営上得られた営業に関する情報を他に漏洩してはいけません。

### ● 契約に違反した場合に生じる金銭の支払い義務の内容

契約違反があった場合は、運営期間上における最高のロイヤリティ月額（下限40万円）の30ヶ月分に相当する損害金を頂きます。

### ● ロイヤリティ

当該月度内税抜累積売上の料率13%

ここでいう売上とは、初見料・施術料・指名料の総額です。

（商品・物販売り上げは含みません。）